

○農林水産省令第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣 宮下 一郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(操業日誌) ^{##} 第二十六条 許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記録しなければならない。 ^{##} 2 (略) ^{##} 3 大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶の船長は、第一項の規定により同項に規定する事項を記録した操業日誌を当該操業日誌に係る航海の終了後十五日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。 4 (略) 5 第一項の規定による備付け及び記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつてしなければならない。 6 第三項の規定による提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により行わなければならない。 7 前二項の規定は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。	(操業日誌) 第二十六条 許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記載しなければならない。 2 (略) (新設) 3 (略) (新設) (新設) (新設)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 操業日誌の備付け及び記録については、この省令による改正後の漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第二十六条第五項の規定は、同項に規定する操業日誌の備付け及び記録を施行日以後最初に行うべき日として次の表のとおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の備付け及び記録については、なお従前の例による。

大臣許可漁業の名称	海域	農林水産大臣が定める日
大中型まき網漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排	令和六年一月一日

	他の経済水域及び領海を除く。）以外の海域	
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン以上の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の点に至る直線、	令和六年一月一日

	かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン未満の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	十度の線から成る線以西の太平洋の海域	
北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定第二条1に規定する海域を除く。） 一 北緯五十度西経百五十度の点 二 南緯四度西経百五十度の点 三 南緯四度西経百三十度の点 四 南緯二十五度西経百三十度の点 五 南緯二十五度東経百五十五度の点 六 南緯十一度三十分東経百二十九度の点		令和八年一月一日	

	七	南緯十一度三十分東經百十三度二十八分の点
	八	南緯十度東經百十三度二十八分の点
	九	南緯十度東經百度の点

3

操業日誌の提出については、新省令第二十六条第六項の規定は、同項に規定する操業日誌の提出を施行日以後最初に行うべき日として次の表のとおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の提出については、なお従前の例による。

大臣許可漁業の名称	海域	農林水産大臣が定める日
大中型まき網漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）以外の海域	令和六年一月一日

かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン以上の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域
令和六年一月一日	

かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン未満の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定第二条1に規定する海域を除く。）	令和八年一月一日
一 北緯五十度西経百五十度の点	二 南緯四度西経百五十度の点	
三 南緯四度西経百三十度の点	四 南緯二十五度西経百三十度の点	
五 南緯二十五度東経百五十五度の点	六 南緯十一度三十分東経百二十九度の点	
七 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点		

	八	南緯十度東經百十三度二十八分の点
	九	南緯十度東經百度の点

4 大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合には、新省令第二十六條の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六條の規定を適用する。